【20210421玉野市長寿介護課作成】

ADL維持等加算（Ⅲ）３単位（地域密着型通所介護における旧ADL維持等加算(Ⅰ)）の算定の流れ

■概要

令和3年3月31日において、現に令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所については、令和4年度までに限り、改正前のADL維持等加算(Ⅰ)の要件を以てADL維持等加算（Ⅲ）を算定できる経過措置が示されました。

これは、ADL維持等加算を「申出あり」として届出を行った事業所を対象に、国保連合会が抽出・算定した結果、「評価対象者数」及び「重度者の割合」に係る算定要件を満たしている事業所に対し、市が判定結果を通知し、その他の要件を満たしていることを条件に加算請求を可能とするものです。

この加算は、ADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）と併算定不可です。

■算定の流れ

①２月下旬に要件の判定結果を満たしている事業所へ、市から結果を通知します。

②市から届いた結果を参考に、算定を予定する事業所は、算定要件を確認してください。

③3月15日までに、市へ届出をしてください。

④4月分から3月分まで、ADL維持等加算（Ⅲ）を算定可能です。

ADL維持等加算（Ⅲ） ３単位　要件を満たせば、次年度の１年間にすべての利用者で算定可能

■提出書類

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【地域密着型通所介護】

・別紙19「ＡＤＬ維持等加算に係る届出書（（地域密着型）通所介護事業所）」

・別紙19の根拠となる書類（任意様式で可）